

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第22回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成18年7月7日（金）14：00～19：00

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）有田知徳，池田修，大川真郎，奥田昌道（委員長），佐藤久夫，中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）園尾総務局長，戸倉審議官，中村総務局第一課長

（説明者）山崎人事局長，堀田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成18年下半期の判事の再任候補者について
- ・ 平成18年7月及び8月期の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成18年10月の，修習終了後3年未満の者からの任官候補者について
- ・ 平成18年10月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）新委員の紹介

新委員として夏樹委員が紹介された。

（2）委員長代理の指名について

庶務から，前回の委員会で，委員長代理として指名することについての意向を確認することとされた伊藤眞委員について，承諾が得られたことが報告され

た。

(3) 協議

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成18年6月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成18年7月及び8月期の出向からの復帰候補者及び平成18年10月の修習終了後3年未満の者からの任官候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが説明された。

- ・ 平成18年下半期の判事の再任候補者について

平成18年下半期の判事の再任候補者1人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議の結果、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成18年7月及び8月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している者4人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、出向からの復帰候補者のうち2人については、判事として指名することが適当であると、その他の者については、判事補として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成18年10月の、修習終了後3年未満の者からの任官候補者について

庶務から、修習終了後3年未満の者の判事補への指名の適否の審査及び情報収集は、司法修習生から判事補への任命のパターンに準じて行うこととされていること、具体的には、最高裁判所から提出された資料に基づいて審議することとし、地域委員会に対しては、特に情報収集の依頼はせず、実務修習地及び所属弁護士会所在地を管轄する地域委員会に指名候補者の名簿及び履歴書を送付することとされている旨の説明がなされた。

修習終了後3年未満の者からの任官候補者について審議の結果、重点審議者とはしないこととし、実務修習地及び所属弁護士会所在地を管轄する地域委員会に名簿及び履歴書を送付することとされた。

・ 平成18年10月期の弁護士任官候補者について

平成18年10月期の弁護士任官候補者3人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に、裁判官から当委員会に直接提供された情報を加え、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、1人について、9月6日の次回の指名諮問委員会において面接を行った上指名の適否の判断を行うこととされ、1人について、判事に任命されるべき者として指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされ、1人について、判事に任命されるべき者として指名することが適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(4) 次回の予定について

次回の委員会は、9月6日(水)午後1時30分から開催され、平成18年10月期の弁護士任官候補者1人についての面接を実施した上で、同人の指名の適否、平成19年4月期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者並びに平成18年10月の修習終了後3年未満の者からの任官候補者について審議することとなった。

以 上